

別表3 受験資格及び試験の免除の範囲（一部）

受験資格（主なもの）			免除の範囲			
分野	条件	実務経験年数	実技	学科		
				関連学科		指導方法
				系基礎学科	専攻学科	
学校教育	●大学卒業	1年以上		○	○	
	●短期大学卒業	2年以上				
	●高等専門学校卒業	2年以上		○	○	
	●職業課程の高等学校卒業	3年以上				
	●普通課程の高等学校卒業	5年以上				
職業訓練	●長期課程の指導員訓練修了	1年以上				
	●●応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練修了	—		○	○	
	●●専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練修了	1年以上		○	○	
	●●普通課程の普通職業訓練修了	2年以上				
	●●専修訓練課程の普通職業訓練修了	3年以上				
	●●短期課程の普通職業訓練(700時間以上)修了	3年以上				
	●●免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者	1年以上				○
	●●免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者	1年以上			○	○
●●免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者	1年以上		○			
厚生労働大臣の指定学校	●●専門課程(2年)の専修学校卒業	3年以上				
	●●専門課程(3年)の専修学校卒業	2年以上				
	●●高等課程若しくは一般課程(2年)の専修学校または各種学校(2年)卒業	4年以上				
	●●高等課程若しくは一般課程(3年)の専修学校または各種学校(3年)卒業	3年以上				
実務経験のみ		8年以上				

(注) ●印は、免許職種に関する学科を履修していること。
 ○印は、試験が免除される範囲。
 実務経験年数は、免許職種に関する経験年数をいう。